

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議	
開 催 日 時	平成30年4月17日 午前9時26分から 午前9時43分まで	
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡 危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、内田福祉部 長、三田こども・健康部長、澤田都市建設部長、田中会計管 理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教育 部長、比留間生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長 （担当課） 大塚みどり公園課長、高橋同課専門員兼みどり公園係長 （事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、同課政策企画係 櫻澤主任、稲葉市長公室参事兼秘書課長	
会 議 内 容	1 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画 〔改訂版〕（案）	
会 議 資 料	・朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（案） ・朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（案） 概要版	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

【議題】

- 1 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（案）

【説明】

（担当課：大塚みどり公園課長）

基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画については、平成22年3月に策定された後、国家公務員宿舎の整備が中止され、平成27年12月に見直し後の朝霞市基地跡地整備基本計画が国へ提出されたことを受け、平成28年度から2か年にわたり、整備基本計画の見直し検討を進めてきた。

そして、このたび検討が終了し、本年3月29日に、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会から「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（案）」の答申をいただいた。

本日は、見直し検討委員会から答申いただいた、この「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（案）」を市の基本計画として決定してよろしいか、諮るものである。

それでは、計画の内容について、担当からご説明させていただく。

（担当課：高橋同課専門員兼みどり公園係長）

計画（案）本体は66ページにわたる膨大な内容となっているので、基本的に概要版を用いて説明する。本計画は、第1章から第4章までの構成となっている。第1章で見直しの考え方、第2章で整備のコンセプトと整備の方向性、第3章で整備の進め方、第4章で管理・運営の考え方について示している。

なお、本計画では、シンボルロードについて、基地跡地利用計画に定められたシンボルロード用地である公園通りから基地跡地側に30mの範囲に加え、さらに奥にある既存の道路跡地である「東園路」までの範囲を合わせた、幅が最大で約60mの範囲を一体的な空間として計画することで、より効果的な整備・活用を図ることができると考え、この一体的な空間を「シンボルロード」として計画している。

第1章では、整備基本計画の見直しの考え方などを記載している。見直しの考え方は、①「使いながらつくる、つくりながら考える」公園づくり、②計画地の早期開放・活用に向けた柔軟な事業手法の展開、③市民、事業者等と連携した公園整備、管理・運営の推進、という三つの考え方に沿って計画の見直しを行うこととしている。

また、本計画は、段階的整備を前提とするとともに、公園の完成形を示すものではなく、あくまでも現段階での整備の方向性を示すものであり、今後、整備を進めていく中で、市民や関係機関と話し合いながら整備内容を具体化していくことを前提としている。

次に、第2章では、「公園・シンボルロードのコンセプトと整備の方向性」を記載し

ている。

今回の見直しにおけるコンセプトは、「遊び・学び・癒される・憩いの森」、「人と自然が共存する森」という空間のコンセプトと、その実現に向けた仕組みのコンセプトとして「市民が守り育てる森」を掲げ、全体として「あさかの森をつくる」ということを公園・シンボルロードのコンセプトとしている。

整備の方向性については、公園・シンボルロードの現況と整備に向けた留意事項、市民・関係機関等の提案・ニーズをふまえた活動の展開可能性、動線の考え方をふまえて概要版の右側にある図に示す八つの区域に分けて、それぞれ整備の方向性を示している。

次に、第3章では、「整備の進め方」を記載している。

まず、公園・シンボルロードの整備を進める上での前提として重要な事項である、用地の取得と土壌汚染対策について説明する。

米軍基地跡地の取得について、国の運用では、道路とする場合は無償で譲渡されるが、都市公園とする場合、3分の1は有償で取得し、3分の2は無償貸付を受けることとされている。市としては公園部分も含めた全域を無償で取得したいと考えている。

また、土壌汚染対策も、国は有償の範囲は国で行うが、無償の範囲は市で行うよう主張する一方、市としては全域を国で実施して頂きたいと考えており、国との交渉に時間を要することが予想される。

さらに、全域16.5ヘクタールにわたる公園・シンボルロードを短期間でまとめて整備し、その後、運営管理を継続的に行っていくことは、本市の財政規模、財政状況をふまえると、大変な困難を伴うものと考えられる。

このため、公園・シンボルロードの整備は、公園用地の取得や土壌汚染対策に係る国との協議の進捗状況に加え、市の財政規模や状況などを考慮して、段階的に進めることとする。

段階的整備にあたり、まず第1期整備として、東京オリンピック・パラリンピックのアクセスルートの一つとして機能させる、近隣の公共施設や周辺市街地との連携を強めるなどのために必要な整備として、シンボルロードの一部区域の整備を行い、平成32年春の供用開始を目指す。概要版の第3章にある図の、青い点線で囲まれた区域が第1期に整備を予定している範囲になる。

具体的には、シンボルロードB・Cゾーンの歩道及び自転車通行帯の整備と、人の流れや周辺の公共施設との連携を考慮して、朝霞駅方面からのゲートとなる市役所前広場、北口広場及びにぎわい創出の拠点である中央広場を含むAゾーン及びBゾーンの整備、また北口広場と朝霞の森を結ぶ園路の整備など、合計面積約2.2ヘクタールを整備する。

次に、第2期整備については、第1期整備の終了後、第1期整備における成果、課題等の検証をふまえた第2期整備以降の整備内容・スケジュール等の確認を行った上で、①公園・シンボルロードの機能向上に寄与し、②利用者等の安全性が確保でき、③できる限り低コストで開放できる区域を優先的に開放していくとの考え方にに基づき、本計画では、概要版の第3章にある図の、紫色の点線で囲まれた範囲を整備対象に位置づけて

いる。

また、整備水準、駐車場・駐輪場、防犯、防災拠点機能の考え方や土壌汚染への対応についても記載している。

次に、第4章では、「管理・運営の考え方」を記載している。

基本的な考え方として、朝霞の森における市民参加、協働のプロセスをふまえ、供用開始前の段階から市民や事業者等を交え、利用方針や、ルール等を検討し、供用開始後も、市民、事業者等が主体的に管理・運営できるよう「使いながらつくる、つくりながら考える」方式を展開していくことを基本とする。

また、市の厳しい財政状況をふまえ、管理・運営を持続可能なものとするため、従来の公園や道路の管理方法にとらわれず、民間活力との連携等、効率的で効果的な管理運営の新たな枠組みの構築を目指していく。

次に、協働に向けた体制の構築として、公園・シンボルロード全体の管理・運営に関わる組織体とプレーパーク等の個別活動を担う組織体が連携し合いながら、市と協働する体制を目標とする。

次に、「民間活力との連携」については、公園・シンボルロードの魅力や価値を高めるために、公共性の確保を前提としつつも、必要に応じて民間活力を活用した施設の整備や管理運営を検討していく。

次に、「今後の管理・運営の進め方」について説明する。

左側が公園・シンボルロード整備のフローで右側が市民、事業者等との協働に向けた体制の構築、民間活力との連携に向けたフローとなっており、相互に連携を図ることでハード整備と管理・運営に相乗効果が生まれることを期待している。

まず、シンボルロードの第1期整備に着手する平成30年度以降、速やかに、シンボルロードの第1期整備区域の管理運営について市民、事業者等と共に考える組織体を立ち上げる。

そして、平成32年春のシンボルロードの暫定供用に向けて、組織体での話し合いをふまえ、利用方針やルール等の検討を行う。

続いて、生物多様性の保全や、基地の遺構や遺物の保存・活用について、専門家や市民と検討する場を平成30年度以降、速やかに設け、検討を進めていく。

次に、市の体制としては、公園・シンボルロードを活用した、まちの賑わいなど、様々な取組を進めていくため、関係部局が連携して取り組む体制を構築するとともに、目指すべき管理運営を実現するため、既存の条例で対応できない場合には、新規条例の検討など必要に応じた対応を行っていく。

最後に、この計画（案）の検討経緯について説明する。

平成28年7月から昨年11月までに計7回、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会に審議いただき、昨年12月27日から本年1月26日まで、計画（素案）に関するパブリックコメントを実施している。パブリックコメントでは、17名の方から延べ140項目の意見をいただき、一部のご意見を反映させた計画（修正案）について、本年2月21日に見直し検討委員会に最後の審議をいただき、ここで出された意見をふまえ、委員長・副委員長と協議のうえ、さらなる修正を加え、

本年3月29日に、見直し検討委員会委員長から市長へ計画（案）の答申がなされたものである。

なお、4月10日に開催された政策調整会議において彩夏祭の花火の打上げ時の対応について具体的な記載がないとの指摘があったため、計画（案）本体、巻末の資料編に追加している。

以上で説明を終わる。

[平成30年4月10日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は4月10日に行われた政策調整会議において審議し、その概要と主な質疑と結果について報告する。

まず、この整備基本計画に財政負担について記載しないのかと質問があり、それに対し、どのような施設を作っていくのかという基本的な方針を示すものであり、経費は設計を進めていく中で確定するので記載はしていないと回答があった。

次に、中央広場は、現在、駐車場として借上げ開放しているが、整備が始まると使えなくなる。その対応策は考えているのかと質問があり、それに対し、今年度は関東財務局と一時貸付けの契約を締結し使用できる。中央広場は来年度から整備に着手する予定であり、来年度以降は、他の公共施設の駐車場の利用等の協議を進めていきたいと説明があった。

次に、彩夏祭への配慮に対する記載はあるが、花火に対する記載がない。シンボルロードの整備が進んだ段階での花火開催をどのように考えているのかと質問があり、それに対し、彩夏祭の記載の中に花火も含まれている。地域づくり支援課と調整をしており、当日の対応は、立ち入り禁止区域をロープ等で明示することで、花火の打上げに問題はない。資料は資料編に追加すると説明があった。

次に、土壤汚染対策法に基づき埼玉県からどのような指示が出ているのか、また、どのように工事を進めていくのかと質問があり、それに対し、基地跡地内には、土壤汚染調査により、鉛が土壌中に含まれる部分があるが、健康被害のおそれがない区域として、県知事より形質変更時要届出区域に指定されている。現在のところ、健康被害が発生するおそれがないため、汚染除去等は不要であるが、土を入れ替えるなど、土地の形質を変更する場合には知事に届出が必要となる。市の立場として、土壤汚染は国に実施していただきたいので、歩道の一部であっても手をつけずに整備を進めていくと回答があった。

その他、アスファルト舗装の上に生えた樹木の安全性について、第一中学校に隣接する駐車場予定地には野球部のボールが入ってしまうことについて、基地跡地とみどりの基本計画との関係について、米軍が残した建物や遺物の対応と費用負担について質問があり、それらの経過を経て、資料の一部追加をすることとし、原案のとおり、庁議に諮ることになった。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】